

外国人相談事業と地域日本語教育

NPO法人国際活動市民中心(CINGA)
新居みどり

重点事項としての 日本語教育 と 相談体制強化

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>

（法務省 2023）

外国人相談事業とは

実施しているのは：

- (1)国レベル 例 在留外国人支援センター、技能実習機構母国語相談
- (2)都道府県・政令指定都市での広域相談
- (3)自治体の外国人相談窓口
- (4)専門家相談会
- (5)NPOなどの相談対応

外国人相談とは(自身体設置の相談センター機能)



■相談事業で行っていること

- (1) 通訳
- (2) 情報提供
- (3) 相談対応
- (4) 傾聴
- (5) 関係先調整
- (6) 関係者会議、外向研修等
- (7) アウトリーチ対応

外国人支援コーディネーターとは

- 外国人支援コーディネーターとは、「生活上の困りごと(注1)を抱えた外国人(注2)に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く(注3)ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」である。

(注1)日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう。

(注2)国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む。

(注3)相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む。

日本語教育の在り方

2019年 日本語教育推進に関する法律

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

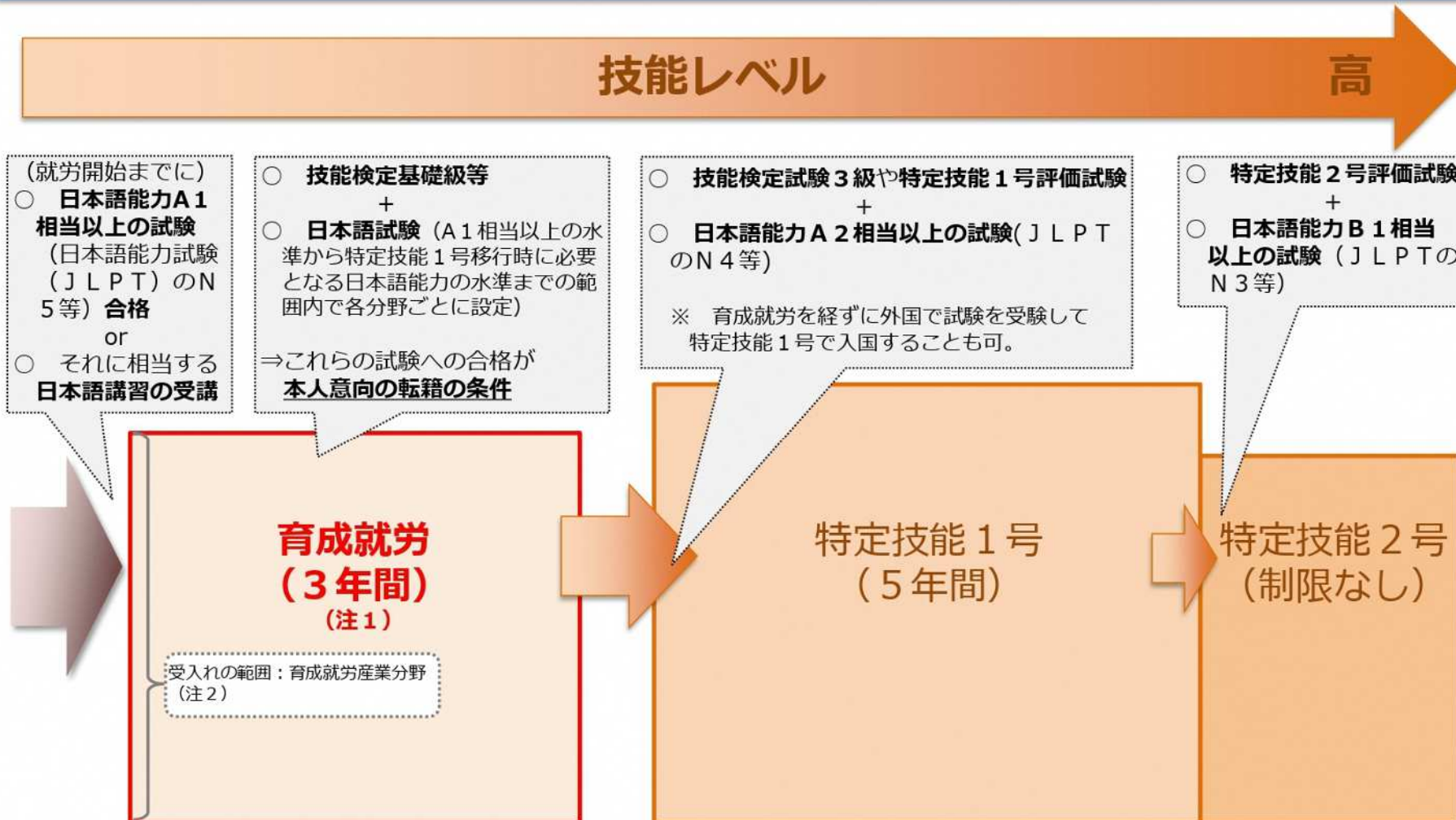
基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた **日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ② **日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の **関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における **日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥ **日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦ **幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|---------|---------------|-------------|
| ・ 国の責務 | ・ 地方公共団体の責務 | ・ 事業主の責務 |
| ・ 連携の強化 | ・ 法制上、財政上の措置等 | ・ 資料の作成及び公表 |

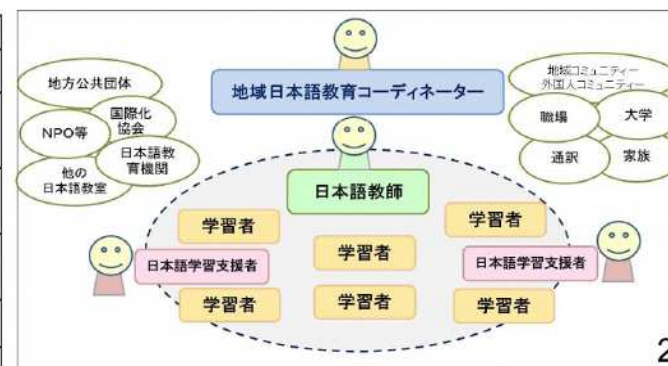
育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版
（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）より作成



外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和7年度予算額（案） 550百万円
（前年度予算額） 495百万円



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。**
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている。**

※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

- 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 513百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：53件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

【普通交付税措置】

① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

② 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

【市町村分（間接補助）：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

- 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 31百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図

